

新松田駅周辺地域まちづくり協議会設置要綱

(目的)

第1条 新松田駅周辺地域において、県西地区の北の玄関口にふさわしい駅前広場や地方創生に資する周辺地域のまちづくりを目指し、関係者が連携や調整を行い、円滑かつ効率的な事業の推進を図ることを目的として、新松田駅周辺地域まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 新松田駅前広場等の整備に関する事項
- (2) 新松田駅周辺地域のまちづくりに関する事項
- (3) 新松田駅周辺地域の交通安全対策に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、新松田駅周辺地域のまちづくりに関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから、町長が委嘱する。

- (1) 土地、建物等の権利者
- (2) 各種関係団体の代表者
- (3) 交通事業者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 学識経験者
- (6) 町の職員
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、後任者が任命されるまで在任する。

2 委員は再任することができる。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長は学識経験者のうちから、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が任命する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集しその議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 会議は、会長が必要であると認めたときは、委員以外の関係者の出席を求め、資料の提出、意見又は説明、その他の協力を求めることができる。

(部会)

第7条 会議に付すべき案件について事前に専門的な調査・研究・検証・検討等を行うため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の運営等については、別に定めるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、まちづくり課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成27年12月1日から施行する。